

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 地域交流部 港湾課

法令名	佐賀県港湾管理条例			法令番号	昭和 4 7 年法律第 3 6 号				
手続名	延滞金の減免			根拠条項	条例第 9 条				
審査基準	過去、当該処分については事例がないため、当面、審査基準を設けない。なお、当該事由が発生した際には直ちに策定する予定である。								
受付 機関	各土木事務所	処理 機関	各土木事務所	交付 機関	各土木事務所	標準処理期間	日	目次 No.	3～
						標準経由期間	日		